

昭和四十六年三月一日發行 第一號

研究氏條北後報年

創刊号



後北條氏研究会編

2015年柿生史料館 第56回カルチャーセミナー 鶴見川流域文化探訪シリーズ（7）
入門 鶴見川流域史（中世編 その2）戦国時代（前編） 2015/9/20 中西望介
はじめに

*入門講座の構成

鶴見川流域史（中世編 その1）鎌倉時代 平成27年9月9日

視点・鎌倉幕府の成立は鶴見川流域にとってどのような変化をもたらしたか？

鶴見川流域史（中世編 その2）戦国時代（前編）平成27年9月20日（本日）

視点・戦国大名北条氏は検地・貢高制・役負担など江戸時代（幕藩体制）を先取りした政策によって領国支配を行った。それの支配は地域にとってどのような変化をもたらしたか？

鶴見川流域史（中世編 その3）戦国時代（前編）平成27年12月19日

地域の住民（地侍・百姓）はどのように生きたか？ 残された史料は語る

・・・年貢減免交渉・祭礼・金融・借金・逃亡・日曜日・洪水・いくさ・城普請等

*戦国時代のイメージ → 戦乱・飢饉・暗い側面 → 立するイメージ

一方で『信長記』に描かれた職人商人などの活発な人々の活動
いきいきとしている。

社会の変革期 → 中世から近世へ移り変わる

*指標 百姓「家」の成立 「村」の成立
現在に繋がる社会の基本的な姿がこの時期に成立した。

1、戦国大名北条氏はどのような社会の矛盾のなかで歴史の舞台に現れたのか？

略年表

室町時代から戦国時代へ

南北朝～室町時代 中央 室町幕府（公方足利氏） 一守護

関東 鎌倉府（鎌倉公方足利氏） 一守護（関東管領） 山内上杉氏

享徳の乱（1454～）により鎌倉公方は古河に移り古河公方となり、相模・武藏の支配権を失う。

享徳の乱、長尾景春の乱、長享の乱（1487～）などにより上杉氏が力を失う。

1498（明応 7） 堀越公方足利茶々丸自殺 伊勢宗瑞（北条早雲）、伊豆平定

1500 この頃 宗瑞、小田原城を奪う

1510（永正 7） 権現山の戦い 扇谷上杉朝良、宗瑞等に応じた上田政盛を攻める

1516（永正 13） 宗瑞、相模国を平定

1524（大永 4） 北条氏綱、高縄原で扇谷上杉朝興を破り、江戸城を攻略

鶴見川・多摩川中下流域が北条氏の領国になる。これより以前、北条氏小机城を取り立てる

1537（天文 6） 氏綱、扇谷上杉朝良の居城である川越城を攻略

- 1543（天文 12） 氏康、伊豆・相模・武藏で代替わり検地 *麻生郷などに検地
- 1546（天文 15） 氏康、川越城を取り囲む山内・扇谷上杉氏と古河公方の軍を破る
扇谷上杉氏滅亡
- 1552（天文 21） 山内上杉憲政、上野平井城から逃走、越後の長尾景虎を頼る
- 1554（天文 23） 北条・武田・今川の三国同盟成立
- 1559（永禄 2） 『小田原衆所領役帳』成立 北条幻庵の指揮下に小机衆が見える
- 1560（永禄 3） 長尾景虎（上杉謙信）、関東に出陣
- 1561（永禄 4） 長尾景虎（上杉謙信）、小田原城を攻める。翌年太田康資離反
- 1568（永禄 11） 三国同盟破れる
- 1569（永禄 12） 北条氏、上杉謙信と同盟。武田信玄、小田原城を攻撃
- 1571（元亀 2） 氏康没。氏政、信玄と同盟
- 1582（天正 10） 武田氏滅亡、本能寺の変 北条氏、上野・信濃・甲斐へ侵攻
徳川家康と戦いのち和睦
- 1590（天正 18） 北条氏、豊臣秀吉に敗れる。秀吉、全国統一
徳川家康、北条氏旧領を与えられる

2、伊勢宗瑞（北条早雲）登場以前の地域の様子はどうか？

① 鎌倉府（鎌倉公方足利氏） 一守護（関東管領） 山内上杉氏=鎌倉府・管領体制の動揺
鎌倉府・管領体制によって保護されてきたが・

→寺社領 年貢の納入が滞る (例1) 西芳寺領金程村（麻生区金程付近）
史料1

→武家領 遠隔地所領の有名無実化 (例) 近江守護佐々木家領太田渋子郷

(多摩区宮長尾・前区平神木・宮前平・土橋等)

②公方×関東管領（山内上杉氏） 公方×関東管領（山内上杉氏）×扇谷上杉氏

在地の国人領主を巻き込んだ戦乱 応仁の乱よりも早く関東の戦国時代は始まる。

寺社領・武家の遠隔地所領への国人領主による「強入部」「押領」・・・「不知行」化
戦国時代のキーワード 一般的には 「下剋上」

鶴見川・多摩川流域では「押領」「強入部」「不知行」

③全領主層の危機 支配の動揺 → 体制的な危機・・・

事態を解決のために上位権力（室町将軍）に求める → (例2) 醍醐寺三宝院領高田郷
史料2
(横浜市都筑区高田付近)

しかし、解決出来なかった。→

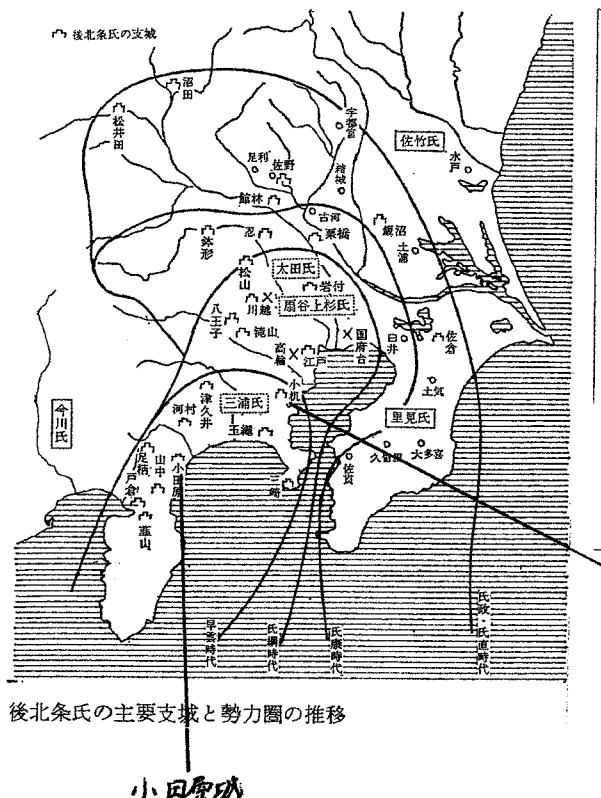
※1 現地の紛争を解決出来る権力の構築・(領主層=武士)の再編成

年貢はどこに納められたか? → 現地を「押領」「強入部」した武士

一方で年貢の未納・穀田による郷村内部への蓄積 ・・・ → ※2 郷村田地の実態把握

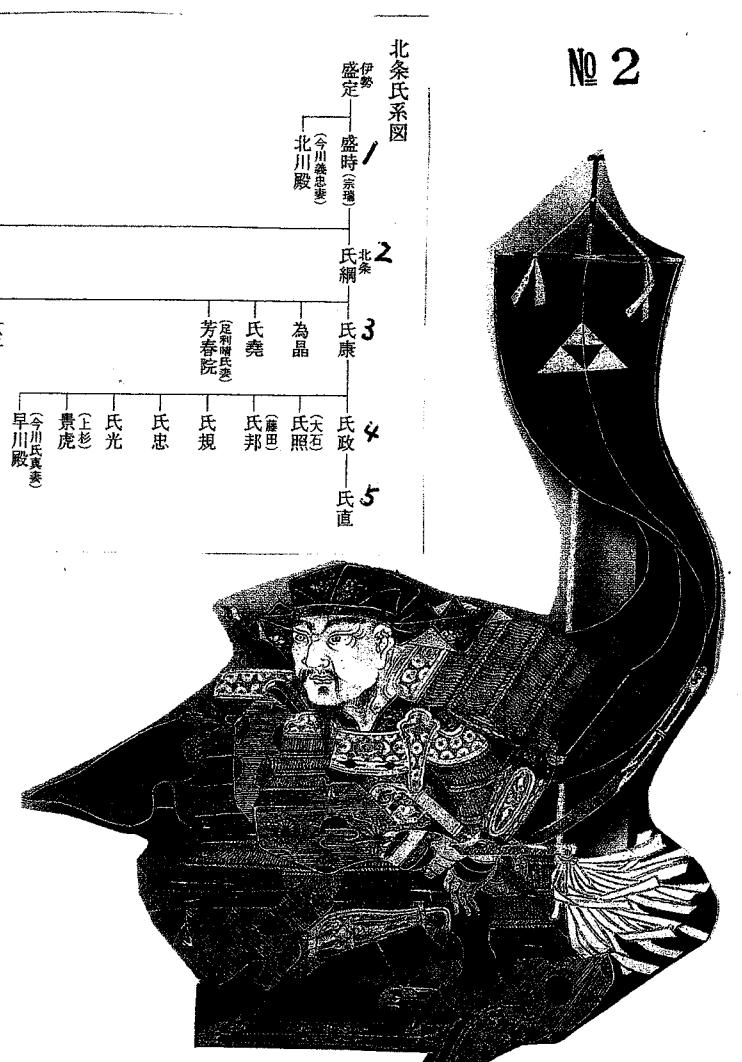
寺社領を中心に農民による逃散（地侍が主導）・・・ → ※3 強い百姓層（郷村）への対応

※注意 地侍については次回の講座で詳しく・・・乞うご期待



後北条氏の主要支城と勢力圏の推移

小田原城



伊勢盛時(北条早雲)像

3, 伊勢宗瑞(北条早雲)登場以前の年貢公事はどのような内容だったか?
莊園・郷毎にバラバラで、その内容は雑多であった。例一称名寺領武藏国狐塚公事注文 史料3

→ 現代ではあたりまえの全国的な税は存在しなかった。

下河邊庄称名寺領武藏国狐塚公事注文 元享4年(1324) 武藏国狐塚→埼玉県栗橋町

公事→租の系譜をひく年貢に対して庸調・雜徭の系譜をひく課役を公事

粟代、在家色々錢、上酒代、臨時役、畠用途、漆代、御力者衣用途、炭代、御仏事米代、藍釜代、明障子代など・・・

①領主の都合により雑多な年貢・公事 臨時的・恣意的な賦課

②徵收→現地の代官 後に専門の代官による請負→中間搾取 例一船木田庄

③鎌倉~室町期の年貢・公事に関する文書 在地に一切無し (口頭伝達・慣例による)

4, 北条氏は税制改革を行った。 3代北条氏康は天文19年に公事について改革

①・諸公事の替りとして基本税率6%の段錢

②・万雜公事の替りとして税率4%の懸錢

③・北条氏以外の課役を一切認めない。 → 領主・代官の課税否定・中間搾取の否定

④・北条氏の課役は虎印判状で行う (文書主義) 文書による命令・指示伝達

公事→段錢・棟別錢・正木棟別錢・懸錢・大普請人足・陣夫

段錢→田作りの役錢 田地を耕作することに対して賦課する公事。田地貫高の8%

棟別錢→屋敷に賦課された公事。1「間」で表示。天文19年の税制改革で1間あたり50文から35文に減額された

正木棟別錢→段錢の増徴が行われた弘治元年(1555)に創設されたと推定。

初め1間あたり40文を一年おきに賦課、永禄3年(1560)半分の

20文を毎年徵収することに改めた。

懸錢→天文19年(1550)の税制改革で新しく設けられた公事。従来の諸点役を廢止して、その替りに100貫文の地で6貫文を懸けることにした。

大普請人足→郷村に賦課された普請役 城郭の土木工事が主なもの、郷村の貫高20貫文に一人の割あてで、使役日数は10日

陣夫→主として農民に賦課した夫役 出陣の際に北条氏から前もって決められた武士に属して戦場に従った。主な任務は兵糧などの運搬

5, 檢地(統一基準による田畠の実地測量。これに基づいた年貢・公事・役負担の決定) 史料5

6, 所領役帳の作成(1559年) 武士の軍役を定めて統一的に掌握 「御前帳」 史料4

まとめ 北条氏の政策が優れている点は検地・貫高制・役負担が一体になっている 着到定書
なぜ、土着の武士や百姓はよそ者(他の凶徒と呼ばれた)の支配を受け入れたのか? → 史料6

①年貢・公事の統一 領国の一円支配が可能になる。紛争の裁定など北条氏が執行

②家臣への恩賞・配置換え・相給が可能になる。→

③役すれば負担身分を保障(百姓・職人・商人など) →江戸時代の身分制度へ繋がる

麻王郷の検地図 史料4

